

ニッポンのゴミ

第三章 リサイクル

大澤正明

1. リサイクル大国！？ ニッポン

確たる根拠はないのですが、わが国はリサイクル大国ではないか、ひょっとしたら、まだドイツには負けるかもしれないけれど、まあ、かなりいいところに入っているのではないかと、思っている人が多いのではないのでしょうか。リサイクル大国っていったい何だ、「リサイクル」と「大国」という言葉は、イメージとして相反するのではないかと、というような堅いことは脇に置いて、とにかくわが国はリサイクル先進国であるらしい¹。

数値でそれを証明してみようと思ったのですが、なかなかうまくいきません。GDP総額と一人あたりGDPが共に上位にある16カ国（つまり先進国ということになるのでしょうか）を対象に廃棄物の発生量やリサイクル率などを比較してみました。まずはreduceを一般廃棄物の発生量で置き換えてみると、日本はかなりはっきりした優等生です。しかし、recycleについてはどうもぱっとしません。リサイクル量をごみ処分量全体で除したリサイクル率は15カ国中11位ですし、単体の物品

で見ても、たとえば紙のリサイクル率は6位、ガラスは3位です。この数値でリサイクル先進国と胸を張るのはちょっと格好悪い。

（「図表で読み解く リサイクル」 p1 参照）

このような状況にも係わらず、わが国の多くの人々並びにアジア諸国では、日本はリサイクルに非常に熱心な国であると考えられているようです。ほんの15年ほど以前には、メディアでごみ問題が取り上げられると必ずと言っていいほど「ドイツを見習いなさい」というのが定番の反応でしたから、驚くべき前進であるということができているのでしょうか、いつから、そのような雰囲気醸成されていたのかというと、おそらく平成16(2004)年6月に米国ジョージア州シーアイランドで開催されたG8サミットにおいて、当時の小泉首相が、3Rを通じて循環型社会の構築を目指す「3R イニシアティブ」を提案し、それを開始するための閣僚会議を日本において開催する旨を表明したことが始まりであったのだと思います。また、同じ頃、ワンガリ・マータイさんがMOTTAINAIという言葉が流行らせてくれました。平成16(2004)年のノーベル平和賞の同氏は、翌年来日し、「もったいない」という言葉に込められた「限られた資源を無駄にせず効率的に活用する」というわが国の思想を賞賛し、わが国のリサイクル先進国というイメージを後押しすることになりました。そして、いつの間にか3Rという考え方は、主にアジアを中心とする途上国へのアピールのためのツールとして使われるこ

¹ リサイクルという言葉が日常的に使われるようになってから、「日本はリサイクル後進国である」という表現と、逆に「日本は世界に冠たるリサイクル先進国である」という表現が使われてきた。前者については、たとえば、平成09年06月13日の衆議院環境委員会での発言、「ヨーロッパ各国ともこのリサイクルについては大変な熱意を持って取り組んでおるし、また、日本の状況と比べてみると、まだ日本は後進国だなどという思いを強くして帰ってきたわけです。」という論調がひとつのパターンだろう。

とになっていったというわけです。

それでは、リサイクル先進国という称号は無理矢理作ったものなのかというところでもないような気がします。江戸がリサイクル社会だということはよく言われますが、それはちょっと私の興味の対象外なので、江戸から少し時代を戻して、昭和 8(1933)年の話をしましょう。

昭和 8(1933)年の東京は深川工場から排出される煙と臭気に悩まされていました。5月4日の『東京朝日新聞』は、「煤煙にはなれきてゐる深川区民がこの一週間というもの、毒ガスのような煙幕とこの煙から飛散される異様な臭気にすっかり悲鳴をあげ、その昼夜の別なき煙地獄にのろひの声さえあげてゐる」と報じていました。

そのばい煙の原因は、ごみの大量排出による過剰処理と水分を多く含む厨芥が分別収集されずに燃やされたため燃焼状態が思わしくなかったことだと考えられました。市は分別収集区域を拡大するとともに、市川房江らの「東京婦人市政浄化聯盟」などとともにごみの減量や分別処理の徹底などの運動を組織し、塵芥問題懇談会や講演会の開催、啓発のための対話劇や映画上演などを通じて問題の解決を図りました。東京婦人市政浄化聯盟としても、清掃運動は婦人自身が市全体の塵芥の処理に対して責任を感じ市当局と協力して改善を行うべきであり、またそのためにも公民権獲得の運動を更に強力にするべきであるとの立場³から積極的に参加しました。

その対話劇は「お春さんの夢」というタイトルで演じられました。「市川房枝自伝」によると、「お春さんの夢」は、金子しげりが脚本・演出を担当し、浄化同盟等の有志がにわか俳優になったということだそうです。市川自身も厨芥用バケツを各戸に配る町会の人と雑介の中に入れられた石の二役を演じたとい

² 東京都、東京都清掃百年史、2000

³ 市川房枝：清掃運動の全国的拡大と其の意義、『婦選』第八巻第十号、昭和 9 年 10 月

うのだからかなり力を入れていたのでしょう。

以下にその概要をまとめます。

お春さんは、山中家の女中さん。山中家の奥さんは、ごみ問題に厳しい方で台所のごみは水切りをして新聞にくるんで出すように言いつけるし、厨芥の分別収集用のバケツを購入するなど積極的にごみ問題に取り組んでいるが、お春さんにとっては面倒な作業になるので、ちょっと辟易し、水気のある西瓜やご飯の腐ったものはどぶに捨てて平然としている近所の奥さんをうらやましく思っている。しかし、その夜、お春さんは夢を見る。ごみ箱の中で、いろいろなごみ達が口々に不満の言葉を発している。魚の骨やキャベツの皮は、まだまだ食べるところがあるのに捨てるなんて人間というのは案外馬鹿なものと言うし、白粉の空瓶や新聞も、まだまだいろいろな役に立つことがたくさんあるのに、こんなごみ箱の中に押し込められるのは納得できないと怒る。新聞紙は西瓜の皮のおかげで風邪を引くし、この先の再利用もできなくなってしまうと西瓜をなじりますが、西瓜だって好き好んでごみ箱に入ったわけじゃないから、そんなことを言われても困ると戸惑いの声。石ころも、ごみ箱に入って処理の邪魔になることは重々知っているけれど、それもこれも人間がみんな悪いのだと訴える。そんな夢を見たお春さん、ごみの分別にめざめて、「これからご近所の奥様方にも、一生懸命すすめて、立派にごみの始末をしなければ、ごみに笑われてしましますわ」と言うのだった。

わが国においては平成 12(2000)年を前後して多くのリサイクル法が制定されることになるわけですが、その 67 年前の昭和 8(1933)年に現代と遜色のない 3R 運動が行われていたことは評価するべきことであると思われる。

2. 産業廃棄物とリサイクル

一般廃棄物という言葉は知らなくても、産業廃棄物という言葉はよく知られています。主に悪の権化という意味で使われます。いったい、産業廃棄物という言葉はいつ生まれたのでしょうか。もちろん、公式には昭和 45(1970)年の廃棄物処理法の制定と共につかわれるようになったわけですが、「産業公害の終着駅・産業廃棄物⁴」によると、「産業廃棄物」という用語は大阪府公害室が音田正巳大阪府立大学教授（当時）に委託して実施した「産業廃棄物推計調査」の中で初めて使わ

⁴ 黒田隆幸：産業公害の終着駅・産業廃棄物、同友館、1996

れたそうです。

この調査にかかる頃であったと思うが、府庁の一室に、我々と荻野正一氏ら府公害室の人たち、それに音田教授など大学関係の方もおられたが、その席の雑談の中で「工場のゴミ」という呼びかたに疑義が出された。誰であったか、念のためにと辞書で引いたところ、ゴミ＝廃棄物とあって、そこから工場のゴミ→工場の廃棄物となり、最終的に「工場」をより広範囲な意味の「産業」に置き換えて「産業廃棄物」に落ち着いた経緯がある。(p68)

その後、産業廃棄物という言葉は差別という名の長いトンネルの中を歩むことになるわけです。産業廃棄物処理業者の立場から業界の底上げに尽力した太田忠夫氏は多くの論文を残していますが、それを、時間を追って読んでみると、業界の置かれた辛い立場がよく分かります。廃棄物処理法によって産業廃棄物という言葉が法的にも明確化されたことによって、それまで日陰の身ながら黙々と処理業に勤しんでいた処理事業者が、逆に職を失うのではないかという危機感から始まり、次第に過当競争それに伴う不適正な事業者の登場という悪の連鎖が始まるわけです。その中で、リサイクルという営みが果たした役割として特に強調しておきたいことは、リサイクルというキャッチフレーズを使うことによって、資源回収という営みを差別から救ったということです。昭和 56 (1981) 年に、当時の通商産業大臣の田中六助氏は、産業廃棄物連合会会長の太田忠雄氏との対談⁵の中で、以下のようなことを述べています。

最も大きなねらいは、再資源化製品の市場が拡大するにつれて、「廃棄物」そのものに対する既成概念が根本的に変わってくることになりま。こうなればしめたもので、廃棄物を取り扱う皆さん方の社会的地位向上に、基本的なところでお役に立てるわけです。私どもは、これを静脈産業の育成とっています。

それから約 30 年、リサイクルというキャッチフレーズは、田中六助氏の言葉を実現し、廃棄物処理業界の地位は大きく前進することになったと言えるでしょう。

おそらく、リサイクルの実質的な効果よりも、このような成果がリサイクル先進国たるニッポンの誇るべき点だと思うのです。

3. リサイクルという日本語

リサイクルという日本語が最初に使われたのは、昭和 48(1973)年 10～12 月のオイルショックを契機として昭和 49(1974)年 3 月に設立された「リサイクル運動市民の会」が最初であり、糸川英夫氏が名付け親とされています。その根拠となるのは、以下の記述⁶です。

73 年のオイルショックは日本でのリサイクルのあけぼのです。(略)「リサイクルはリサイタルかサイクリングの誤字と見られていたようです。それほど誰も知らない言葉でした。そんな先取りの言葉を使って市民の会を命名し、今日の運動にしたのはロケット博士といわれている元東京大学教授の糸川英夫博士です。初期のまぎらわしさよりも、日本語では適切な言葉がないし、今後はこのリサイクルが日常誰にでも分かるように必ずなると断言して、消費者団体では初の横文字入りの市民団体が 1974 年の 3 月に誕生しました。」

⁵ 全産廃連、第 5 号、1981.6

⁶ 市橋貴、ゴミと暮らしの戦後 50 年史、リサイクル文化社、2000 (原典は、石毛健嗣：HOW TO GARAGE SALE、リサイクル運動市民の会)

しかし、糸川博士がどのようにしてリサイクルという言葉を知ったかということは触れられていません。いったい糸川博士は、いつ、どのようにして、リサイクルという言葉を知ったのでしょうか。昭和 49(1974)年以前のいつからリサイクルという言葉が使われていたのでしょうか。

手がかりはいくつかあります。今はネットでいろいろな情報を検索することが可能です。たとえば、環境白書は環境省のホームページで昭和 44(1969)年の公害白書の時代からキーワード検索ができますし、国会議事録についても、第一回国会から検索できます。大きな図書館に足を運べば朝日新聞や読売新聞のキーワード検索をすることが可能ですし、上京した折には国立国会図書館に出向けば、たいがいの資料は入手することが可能です。

ということで、調べてみました。

昭和 45(1970)年に公布された廃棄物処理法では、事業者の責務として、「再生利用」という言葉は登場していますが、「リサイクル」という言葉は使われていません。また、平成 3 年(1991)年の大改正においては、事業者の責務のほかに、国民の責務として「再生利用」という言葉が使われていますが、「リサイクル」という言葉は登場せず、それは現在でもそうです。

環境白書ではどうでしょうか。「再生利用」という言葉は、昭和 46(1971)年版から使われているのですが、「リサイクル」という言葉が初めて登場したのは、それよりずっと遅く昭和 55(1980)年版からです。特徴的なことは、前者はごみ減量や適正処理を主目的としているのに対して、後者は資源としてのリサイクルに注目している点です。

法律や国の公式文書が新しい用語を好んで使うことは考えにくいので、やはり新聞でしょうか。朝日新聞の聞蔵Ⅱで「リサイクル」という見出し語を検索すると、なんと昭和 42(1967)年にすでに「リサイクル」というタ

イトルが登場しています。

「三日にリサイクル」・・・？

記事をよくよく見ると、「スペイン舞踏の小松原康子さんがフラメンコのリサイタルを開く」との記事(1967.10.28 夕刊)が。私、この種のミスは好きなので、どうぞ、入力担当者を叱らないでいただきたいものですが、実際には、昭和 48(1973)年 10 月 22 日に「電電公社が電話帳を回収して再生する「クリーンリサイクル」とよばれる研究を進めている」との記事が最初です。

読売新聞のヨミダスを調べてみますと、昭和 48(1973)年 1 月 31 日に、「スタートしたリサイクル時代」とのキャッチコピーを付した広告(図表で読み解く版 p19 参照)があります。後者は第一次オイルショックのきっかけとなった第 4 次中東戦争の勃発(1973 年 10 月)以前のことであり、リサイクルという言葉が必ずしもオイルショックを契機として生まれたものではないということでしょう。

さらに、古くまでたどってみましょう。国会では、いつから「リサイクル」という言葉が使われたのでしょうか。国会議事録を検索すると、リサイクルという言葉は昭和 36(1961)年 5 月から登場していますが、原子力の再利用に関することであり、廃棄物問題に関してリサイクルという言葉が初めて登場したのは昭和 46(1971)年 2 月 25 日の衆議院予算委員会のことです。「廃棄物処理法と並んで再生資源取り扱い業法を制定する考えはないか」という質問に対して、当時の宮澤通商産業大臣が「再生資源取り扱い業は従来どちらかといえば舞台裏の機能のような感じだったけれども、だんだんほおっておけないような規模になってきた。つまり、国民経済のリサイクルの問題であろう」という言い回しをしています。

とうとう昭和 46(1971)年までたどり着きました。もう少し探してみましよう。

国立国会図書館で、昭和 45(1970)年頃の廃

棄物関連の報告書をチェックしてみました。昭和 46(1971)年に環境衛生問題研究会が公表した「産業廃棄物の処理計画：システム工学的アプローチ」は、産業廃棄物の実態調査の手法と処理技術に関するマニュアルをまとめたものですが、本報告は、ニクソン大統領が昭和 45(1970)年 2 月に議会に提出した「環境汚染防止に関する教書」ならびに同年 8 月に議会に提出した環境問題委員会報告の影響を強く受けています。

環境問題委員会が期待する“海に捨てるかわりに廃棄物を再利用する リサイクル (recycle) の研究開発”が大いに期待される。すなわち環境破壊物質の無害化、再生利用、微生物分解処理処分などの研究開発である。こうした処理・処分方法 —オープン投棄からクローズド・リサイクルへ— は、土地狭小で資源に貧しいわが国にとっては、まさに一石二鳥的効果をもつ。環境科学の形成確立を期待する所以である。(傍線は筆者)

それではそのニクソン教書というのがどんなものかということ、その原文はホワイトハウスの HP から入手できますし、邦訳版⁷も出版されています。昭和 45(1970)年に、ニクソン大統領が米国議会に提出した公害教書 (THE FIRST ANNUAL REPORT of the COUNCIL ON ENVIRONMENTAL QUALITY) は、大統領教書と 13 章の委員会報告から構成され、そのうちの 1 章を固形廃棄物処理に割いています。固形廃棄物の不適切な処分状況を指摘した上で、委員会勧告として、「3. 物質を最大限に再循環させ再使用することは、処理を要する固形廃棄物の量が増加するのを押さえるために必要である (Maximum recycling and reduce of materials are necessary to reduce the growing volume of solid wastes that must

⁷ ニクソン大統領公害教書、日本総合出版機構(1970)

be disposed of)」と指摘しています。これは、まさに現在使われている 3R の考え方そのものです。reduce もあれば reuse もあり、recycle もある。

私のリサイクルのルーツを探る旅はここまです。結論は次のようなことです。

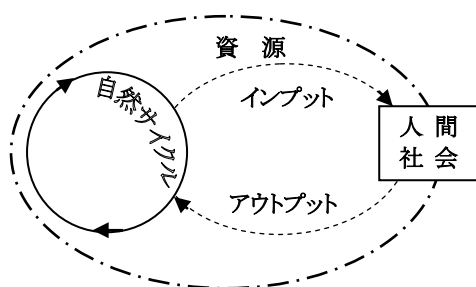
- わが国におけるリサイクルという言葉は、原子力のリサイクルという言葉のルーツとするのか、あるいはニクソン公害教書を範としたのか、そのどちらかの可能性がある。
- リサイクルは、最初のごみ量の急増傾向に対処することを主目的に始められたが、特にオイルショックを契機にして資源の再利用という概念が強調されるようになった。

環境白書や新聞の検索ヒット数から見ると、「リサイクル」という言葉は、その後、平成 3(1991)年の廃棄物処理法の大改正後と平成 12(2000)年を前後する各種リサイクル法の制定をきっかけとして 2 つのピークを作っていくこととなります。

ところで、リサイクル先進国を名乗るならば、リサイクルという言葉がアメリカの受け売りであるというのは、あまり気分がよろしくない。ということで、ニクソン報告より以前に「環境サイクル」という言葉が生まれていたということを紹介しておきます。

昭和 44(1969)年 7 月 14 日、厚生省は生活環境審議会に「都市・産業廃棄物に係る処理処分の体系及び方法の確立について」を諮問し、昭和 45(1970)年 7 月にその第一次答申が出されました。7 月というとニクソン報告の 1 ヶ月前のことです。その中で、環境サイクルという言葉が使われています。その要旨は HP の方に詳しくまとめることにしますが、「本来人間は自然サイクルの中で生きてきたわけであるが、科学技術が高度に発達してきた現代は、自然サイクルの系外に人間社会の活動を加えた環境サイクルという概念が必要であり、これからは、その環境サイクルを正

常に機能させるようなシステム作りが大切である」というような考え方です。



環境サイクルの概念図

このような考え方が、昭和 44(1969)年にすでに生まれていたことは、やはり誇るべきことであろうと思われま

4. 官僚達の法改正

平成 3(1991)年 4 月、廃棄物専門誌の「月刊廃棄物」に「官僚達の法改正」とタイトルを打った特集が掲載されました。もちろん、城山三郎作「官僚たちの夏」をもじったものでしょう。官僚が天下国家のために身を捨てて活躍した時代。廃棄物処理分野にも、それほどエポックになる時があったという、そういうことだと思うのですが、たしかに平成 3(1991)年の廃棄物処理法の大改正は大きな出来事でした。この改正によって「排出抑制」や「再生」という言葉が明確に示されました。いわば、リサイクル社会への転換を図るための最初の公的なきっかけになったわけです。で、何故、このことが「官僚達の法改正」とまで表現されなければいけなかったのでしょうか。「月刊廃棄物」の特集記事⁸の冒頭でこのことを端的に表現していますので紹介しておきましょう。

「よほどの事件が発生しなければ法改正はやれない」「現行法でも、通知・通達で（補えば）やっていける」—それは特に現行の廃棄物処理法 20 年間の後半にあたるここ 10 年、厚生省当局が言ってきたせりふだった。それほど法の改正作業は困難とされた。

旧建設省や旧通商産業省など思惑の異なる省庁間の軋轢の中で、法改正はほとんど困難視されていたということです。

ここでは、この法改正が実現するまでの出来事を順を追って見てみることにします。

平成元(1989)年 5 月 27 日の朝日新聞に「ごみツケ回しはるばる 600 キロ 千葉市のごみが処理しきれず青森へ」との記事が掲載されました。千葉市が自前の施設でごみを処理しきれず、5 月 8 日から青森県田子町の民間最終処分場に可燃ごみを持ち込み始めたが、自治体が約 600 キロも離れた土地へごみを捨てるのは極めて珍しいケースであると指摘しています。そして、千葉市は本格的な分別収集体制やごみの減量化ができていないため、余計な費用をかけてはるばる遠方に運搬する羽目になったと批判する声もあると紹介しています。

その半年後の平成元(1989)年 12 月 19 日に厚生省は、「ごみの減量・再資源化について」との通知を、経済・流通・製造など 36 団体に送りました⁹。この通知の内容は、ごみ量の急増に対応するために、当面、古紙の回収及び再生紙の使用、使い捨て容器の自粛並びに廃家電製品の事業者による回収、処理ルート の確立等についての協力を求めています。もちろん、同時期に都道府県宛の通知も出しており、こちらの方では、都道府県や市町村において資源ごみの分別収集や資源化のための施設整備を推進すること、集団回収等への支

⁸ 月刊廃棄物、1990-4、pp110-115

⁹ 月刊廃棄物、1990-4、pp110-115

援を積極的に行うこと、住民啓発活動を充実することなどが挙げられています。これは、バブル景気におけるごみ排出量の急増を受けてのものです。

このような動きの中で、平成 2(1990)年 4月の衆議院予算委員会で、当時の厚生大臣の津島雄二氏が、廃棄物の発生量が非常に多くなっていることや不適正な処理事例が多く発生している¹⁰こと、都市圏における処分場の不足から東北などに広域的に移動していることなどから、法改正が必要であると答弁しています。

これをきっかけとして法改正の動きが急速に具体化することになります。平成 2(1990)年 6月に厚生省水道環境部長に就任した小林康彦氏は、当時の状況を以下のように述懐しています¹¹。

平成 3(1991)年に処理法は改正になったわけです。これの一番のきっかけは千葉市のごみが青森県で不適正に処理され放置された事件です。たまたま青森県選出で廃棄物にお詳しい津島雄二先生が厚生大臣でありましたので、かなり早い時期にこれから廃棄物を適切に処理するために、「処理法の改正を含めて検討します」ということになりました。何を改正するかはちょっとおきまして、とにかく法律改正をしますという方針が前面にまず出まして、中身はそれから考えようという訳です。それはそれでひとつのやり方ですけど、事務方としてはなかなか扱いくいものです。

法律を作るだけならまだしもというところがあるので、各省庁の思惑が入り乱

れて、その調整にずいぶん手こずったようです。改正法案が成立するまでに、以下のような動きがありました。

- ・平成 2(1990)年 11月 27日には、社団法人経済団体連合会が「廃棄物対策の課題—環境重視型の生活・産業基盤の整備をめざして」を公表¹²しました。
- ・同年 12月 6日には、通商産業省産業構造審議会が「今後の廃棄物処理・再資源化対策のあり方」を答申¹³しました。
- ・同年 12月 10日には、厚生省生活環境審議会が「今後の廃棄物対策の在り方について」を答申¹⁴しました。

わずか2週間で3種類の基本方針が出されたわけです。これだけでも、それぞれの立場から、われ先にいいポジションを確保しようとする強い思惑が見えてきます。

厚生省の答申では、使い捨て文化の氾濫や、人口、産業の都市集中により、特に事業系ごみ量の増加や都市部における最終処分能力の不足が生じていると指摘した上で、「行政、企業、住民がそれぞれの役割に応じた国民運動を展開するために、廃棄物処理に減量化、資源化、再生利用が含まれることを明確化すべきであること」「生産、流通、消費の各段階において廃棄物の減量化を図る社会経済システムを構築することが必要であり、事業者はその責務があることを法体系の中に明確化すべきであること」「事業系一般廃棄物を産業廃棄物とする方向で見直し、排出事業者責任を明確にすること」「市町村で処理が困難な廃棄物は、製造者に引き取りを求めるか、処理費用の一部負担を求めること」等々、企業の責任を明確にすることを求めています。それに対して、通商産業省の答申は、現状認識は同じでありながらも、その解決にあたっては、地方自治体に対しては一層の役割を求め、

¹⁰ 戦後最大級の不法投棄事件と言われる豊島不法投棄事件は、廃棄物の問題を一気にわが国最優先の環境問題にクローズアップさせた。平成 2(1990)年 11月、兵庫県警察が豊島開発の事業場を廃棄物処理法違反容疑で強制捜査し、同年 12月、県が豊島開発に対して、産業廃棄物処理業の許可を取り消すとともに、産業廃棄物撤去等の措置命令を出した。詳しくは、<http://www.pref.kagawa.lg.jp/haitai/teshima/>

¹¹ 小林康彦：廃棄物と私の関わり、私の発言、都市と廃棄物、Vol.39、No.4、2009

¹² 都市と廃棄物、Vol.21、No.3、pp42-53、1991

¹³ 都市と廃棄物、Vol.21、No.3、pp28-41、1991

¹⁴ 都市と廃棄物、Vol.21、No.2、pp50-57、1991

事業者自身は自治体への「補完・協力体制」を構築するが「義務」という分担は頑なに拒否するという企業防衛に躍起な表現が目立ちます。

結果として、平成 3(1991)年 4 月に「資源の有効な利用の促進に関する法律案」が成立し、同年 10 月 2 日に「廃棄物処理法改正案」が成立しました。前者は廃棄物となる前の減量化、資源化に関して主に企業側の取り組みの在り方を示し、後者は廃棄物となった後の減量化、資源化、適正処理について示しているという大まかな括りはできるものの、やはり廃棄物の減量、資源化に関する法律が 2 つに分かれるというのは分かりにくい面があります。それから約 20 年を経た平成 22(2010)年 6 月の朝日新聞紙上¹⁵で、当時の厚生大臣津島雄二氏は、「通産省は『リサイクルは私どもの手で』と。やり方が上手だった」と述懐しています。また、法改正当時の環境整備課長であった坂本弘道氏は「経済界は義務の分担を拒否、成案は『処理への協力』に後退を余儀なくされた。『60 点ぎりぎりだったかもしれない』と評価しています。

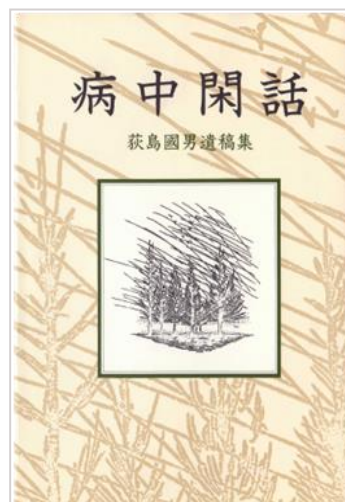
しかし、いずれにしても、環境を守るべき立場の官僚と経済を守るべき立場の官僚がガチンコの対決をしたという点で、おそらく記念碑となるべき出来事であったと言っているかもしれません。

痛ましい出来事もありました。当時厚生省の水道環境部計画課長の荻原國男氏は平成 2(1990)年秋にのどにつかえを感じたのですが、廃棄物処理法の大改正に奔走する中で、検査を受けることができたのは平成 3(1991)年春のことでした。その時にはすでに胃の進行癌が手遅れの状態で、翌平成 4(1992)年 4 月に亡くなりました。このことは、「働き過ぎ厚生官僚の死」として新聞¹⁶でも取り上げられましたし、平成 8(1996)年 7 月にはドキュ

メンタリー「幻のゴミ法案を追うーある厚生官僚の遺言」と題してフジテレビで放映されました。

氏は、法案がまとまった記者会見の中で、「私自身がゴミのようにボロボロになった」と述懐しています。また、氏の葬儀の弔辞で山下徳雄厚生大臣は次のように述べています。「君が作り上げた法案は、昨年秋成立し、立派に実を結びましたが、君のこの仕事はわが国の大量消費、使い捨て文化を転換する大きな契機となったことは長く人々の心の中に、そして歴史に残るものと思います。しかし、この法案を国会に提出するための連夜にわたる激務の中で君は病魔に襲われたのであります。」

福祉を専門とし、廃棄物のリサイクルを進める法改正の中で病に冒された氏の記録は、遺稿集「病中閑話¹⁷」の中に納められています。



荻島國男遺稿集

¹⁵ 朝日新聞、「えご事記 2」、2010.6.10

¹⁶ 朝日新聞、1992.6.2、読売新聞、1992.5.13

¹⁷ 病中閑話、荻島國男遺稿集刊行会、年友企画株式会社(1993)